

農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興基盤総合整備事業)	事業主体 県 市町村	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 農村環境整備班
----------------------------------	---------------	----------------------------------------------

目 的

津波により被災（浸水）した農山漁村地域の復興を目的として農地等の生産基盤整備（区画整理）事業を行う。単なる原形復旧だけではなく、大区画化により農地の面的な集約，経営の大規模化・高付加価値化を行い，収益性の高い農業経営の実現を目指し，復旧・復興を加速化させるもの。また，集落周辺の地域における農業生産の整備を図るため，農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落生活環境施設の整備を総合的に実施し，農村生活環境の向上に寄与する。

採択要件

ほ場整備事業は，受益面積が20ha以上であること。

農業生産基盤の整備と集落生活環境施設の整備を総合的に実施する。

その他詳細は，東日本大震災復興交付金交付要綱を参照。

○関係する実施要綱

東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）

（最終校正平成24年9月3日24地第178号農林水産事務次官依命通知）

別添 1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業

別添 1 - 1 復興基盤総合整備事業に係る取扱

※参考URL（復興庁HPより）<http://www.reconstruction.go.jp/topics/000437.html>

事業内容

1 農業生産基盤整備

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) ほ場整備 | (4) 農用地開発 |
| (2) 農業用排水施設整備 | (5) 農用地の改良又は保全 |
| (3) 農道整備 | |

2 集落生活環境施設整備

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 農業集落道整備 | (5) 集落防災安全施設整備 |
| (2) 営農飲雑用水施設整備 | (6) 地域農業活動拠点施設整備 |
| (3) 農業集落排水施設整備 | (7) 集落土地基盤整備 |
| (4) 農業施設等用地整備 | |

負担割合	区 分	国	県	市町村 その他	備 考
	復興基盤総合整備事業	75 (77.5)	17 (14.5)	8 (8)	一般地域に適用 ()は中山間に適用